



自転車の交通ルール

～スクランブル交差点の通行方法～



※以下の自転車のルールは道路交通法上の「普通自転車」と呼ばれる自転車について記載しています。

◎自転車は**車道通行が原則**・**歩道通行は例外**

歩道通行できる場合は・・・

①歩道通行可の標識や標示がある場合



(標識)



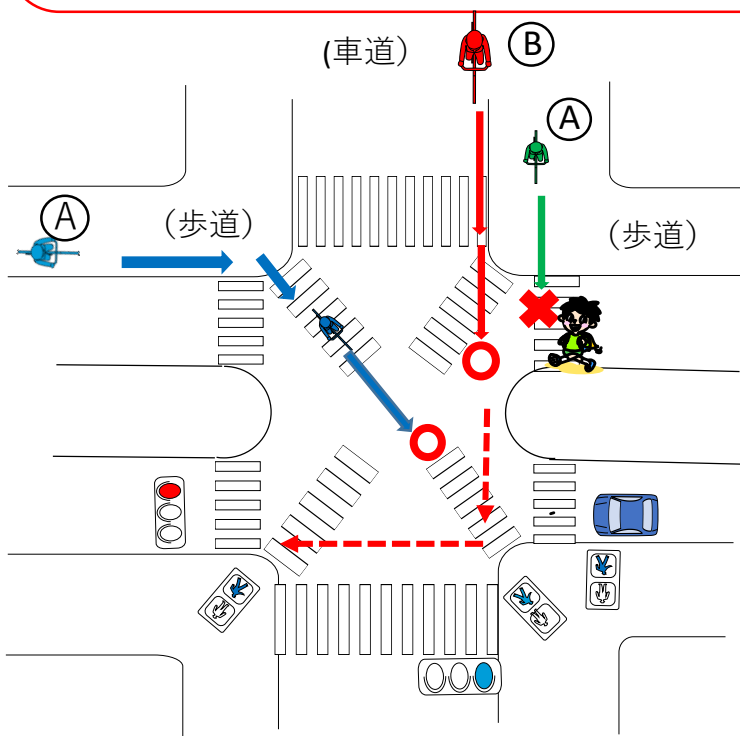
(標示)

②交通の状況に照らしてやむを得ないと認められる場合

③**13歳未満**の子ども、**70歳以上**の高齢者、
内閣府で定める**身体障害者**が運転している場合

定禅寺通り・晩翠通り交差点は スクランブル交差点です！

自転車の通行方法は？ **車道通行が原則です！**



○歩道を通行している自転車**①**の横断
歩行者用信号機に従って通行。

①横断歩行者がいない場合

自転車に乗ったまま通行することができます。

②横断歩行者がいる場合

歩行者の通行を妨げるおそれがある場合、自転車に乗ったまま通行することはできません。

○車道を通行している自転車**②**の横断
車両用信号機に従って通行。

交差点を右折する場合は二段階右折が必要です。



仙 台 中 央 警 察 署

